

反社会的勢力への対応に関する基本方針

反社会的勢力への対応に関する基本方針

東京都農業共済組合（以下、「組合」という。）は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力による被害を防止するため、以下の基本方針を宣言する。

（組織としての対応）

1. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動する。

（外部専門機関との連携）

2. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターなど、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と連携関係を構築する。

（取引を含めた一切の関係遮断）

3. 当組合は、取引関係を含めて排除の姿勢をもって対応し、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

（有事における民事と刑事の法的対応）

4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

（裏取引や資金提供の禁止）

5. 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行わない。